

【資料1】

フレイル予防啓発事業業務委託 企画提案競技実施要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「フレイル予防啓発事業業務」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定める。

1 業務内容

- (1) 業務名 フレイル予防啓発事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添【資料2】フレイル予防啓発事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (4) 委託額の上限 858,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和8年4月21日（火）
- (2) 実施要領に関する質問の受付 令和8年4月28日（火）午後5時
- (3) 上記質問に対する回答 令和8年5月1日（金）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時
- (5) 参加資格の確認結果の通知 令和8年5月11日（月）午後5時
- (6) 企画提案競技への参加資格が認められない理由の請求期限
令和8年5月14日（木）午後5時
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時
- (8) 企画提案競技審査会の開催 令和8年5月29日（金）
- (9) 審査結果通知 令和8年6月上旬（予定）
- (10) 契約締結 令和8年6月中旬（予定）

3 参加者の資格に関する事項

本業務委託企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日において、秋田県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

- (6) 本業務において、県の要求に応じて日本語で速やかに対応できる体制を整えている者

4 企画提案競技の手続き等に関する事項

(1) 担当課

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 調整・健康寿命延伸チーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1 (秋田県庁本庁舎2階)

電話：018-860-1426

メールアドレス：kenkou@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技に関する書類の交付

企画提案競技に関する必要な書類は秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペコンペ情報」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に質問がある場合は、次の提出書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類 【様式1】実施要領等に関する質問票

イ 受付期限 令和8年4月21日(火)から令和8年4月28日(火)午後5時まで

ウ 受付場所 4の(1)の担当課

エ 提出方法 電子メールに限る。※電話による質問の受付は行わない。

オ 回答方法 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペコンペ情報」に掲載する。

カ 回答期日 令和8年5月1日(金)

(4) 参加資格の確認手続き

企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を期限までに提出し、参加資格の確認を受けること。

ア 提出書類

【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

【様式3】会社概要

【様式4】企画提案競技参加資格確認申請書提出票

イ 提出方法 電子メールにより提出すること。

ウ 提出期限 令和8年5月7日(木)午後5時まで

エ 参加資格の確認結果の通知

令和8年5月11日(月)に電子メールで通知する。

オ その他

- ・提出後の訂正及び変更は認めない。
- ・提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができない。
- ・申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

- ・参加者は、参加資格確認後に参加資格の各要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。また、都合により辞退する場合には、【様式5】企画提案競技参加辞退届を提出すること。

カ 企画提案競技参加資格を認めない者に対する説明

- ・企画提案競技参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対し電子メール（任意様式）でその理由を求めることができます。
- ・県は、企画提案競技参加資格を認めない理由を求められた日から3日以内に、説明を求めた者に対し、＜様式2＞申請書に記載される本申請書の責任者等の電子メールアドレスあてに電子メールにより、その理由を説明します。
- ・請求期限 令和8年5月14日（木）午後5時
- ・請求先4の（1）に記載する担当課
- ・請求方法 電子メール

（5）審査書類の作成及び提出

企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

（ア）企画提案書

- a 別添【資料2】フレイル予防啓発事業業務委託仕様書の「2 業務委託の目的」、【資料3】フレイル予防啓発事業企画提案書記載要領の内容を踏まえ作成すること。
- b サイズ等は、原則としてA4判、横書きとする。
- c 提出できる企画提案は1案とする。

（イ）見積書

企画提案の内容を実施するための費用（内訳を示すこと）を明らかにした見積書（秋田県知事宛て）に所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し提出すること。

（ウ）「賃金水準の向上」に関する加点措置を希望する場合は、【様式4】に加えて次の表をもとに算出方法と提出資料を選択し、必要となる資料を1部提出してください。（該当者のみ）

＜賃金水準（給与額）の算出方法＞

- ・役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率とする。
- ・税務申告で提出した所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」による算出を基本とするが、県外の事業者等においては、秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として算出することも可能とする。

算出方法	区 分	提 出 書 類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計(375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

※直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(※令和6年の場合は、直近年の令和6年及びその前年の令和5年。)及び事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料(任意様式)を提出すること。

- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(エ)「女性の活躍推進」については、次に掲げる書類(該当する場合のみ)1部

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)

※1「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

- イ 提出方法 郵送または持参、電子メールによる提出。
- ウ 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時まで
 - ・郵送の場合は、書留で提出期限までに必着となるように提出すること。
 - ・持参の場合は平日午前9時から午後5時までに4の（1）の担当課へ提出すること。
 - ・電子メールの場合は、全書類を単一のPDFファイルに集約し提出のこと。
 - ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとする。
- エ その他
 - ・提出書類に虚偽記載があった場合は参加資格を取り消す。
 - ・参加者は、参加確認申請書提出後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。
 - ・一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。
 - ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案は、無効とする。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法等

別添【資料4】フレイル予防啓発事業業務委託企画提案審査要領に基づき審査委員会を開催し、参加者によるプレゼンテーション審査を行う。内容を総合的に判断し、第1位順位者を受託候補者として選定する。

(2) 日時

- ・令和8年5月29日（金）※参加者には詳細が決まり次第、別途連絡する。
- ・会 場 秋田地方総合庁舎 6階 610会議室（秋田市山王四丁目1番2号）
- ・実施者 プレゼンテーションの実施者は3名以内とします。
- ・その他 プレゼンテーションの時間配分等詳細は別途通知します。

(3) 失格

正当な理由なくプレゼンテーションを欠席したときは、失格とします。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後に参加者に電子メールで通知する。

(5) その他

第1順位者の受託候補者が契約をしないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

なお、企画提案者が1者の場合であっても、企画提案競技審査会要領に定める基準点に達していないときは、受託候補者として選定しません。

(6) 結果の通知

審査の結果は、令和8年6月4日（木）までに、全ての企画提案者に電子メールにより通知するとともに、4（2）②に掲げる「美の国あきたネット」の掲載ページにおいて公表します。

6 苦情の申し立て

候補者の選定の結果に関して不服がある場合には、5の（6）の通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、県に対して書面（任意様式）で申し立てることができます。この際の手書

の提出先は、4（1）に記載する担当課です。

7 契約に関する事項

（1）契約書作成の要否 要

（2）契約保証金について

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約をし、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認める場合は免除する。

（3）契約に係る仕様等

委託契約に当たり、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約について協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と受託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は変更する場合がある。

8 公正な企画提案競技の確保

（1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）参加者は、企画提案競技に当たっては競技を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならない。

（3）参加者は、委託者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

（4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技には参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

9 その他

（1）企画提案及び契約の手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しない。

（3）企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

（4）本件の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者が負担する。